

平成31年3月8日

第434回白石市議会定例会議案

(その2)

第 27 号議案

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 31 年 3 月 8 日

白石市長 山 田 裕 一

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和50年白石市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

白石市災害弔慰金の支給等に関する条例

第1条中「暴風、豪雨等の自然」を「市が実施する」に、「の支給を行い、自然」を「及び」に改め、「市民に」の次に「対する」を加え、「支給を行い、並びに自然」を「支給並びに」に、「貸付けを行い」を「貸付けに関し必要な事項を定め」に改める。

第2条中「次」の次に「の各号」を加え、「定義」を「意義」に改め、「それぞれ」を削り、「掲げるところ」を「定めるところ」に改め、同条第1号中「被害を」を「被害が」に改め、同条第2号中「白石市の区域内に住居を有した」を「市内に住所を有していた」に改める。

第3条の見出し中「災害弔慰金」の次に「の支給」を加え、同条中「以下」の次に「この条から第10条において」を加える。

第4条第1項中「その」を「支給の」に改め、同項第1号中「死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として」を「死亡者（災害により死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡当時において、主として死亡者の収入により生計を」に、「後と」を「後に」に改め、同項第2号ア中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）」を加え、同項第3号中「配偶者、子、父母、孫又は祖父母」を「前号に掲げる遺族」に改め、「場合であって」の次に「死亡者に」を加え、「死亡した者」を「死亡者」に改め、「死亡当時」の次に「において」を加え、同条第2項中「実父母の父母を後にする」を「実父母を後にする」に改め、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、「認める者に」の次に「災害弔慰金を」を加え、同条第4項中「支給は、」の次に「同順位の遺族」を加える。

第5条中「災害により死亡した者」を「死亡者」に、「その死亡者が」を「死亡者が」に、「、災害弔慰金」を「災害弔慰金」に改め、「既に」の次

に「第9条に規定する」を加え、「場合は」を「場合には」に改める。

第7条中「の各号」を削り、同条第1号中「当該」を削り、同条第3号中「その他」を「災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他」に改める。

第8条第2項中「関し遺族に対し、」を「関し、遺族に対し」に改める。

第9条中「含む。）に」の次に「精神又は身体に」を加え、「住民」を「市民」に改める。

第12条中「掲げる災害」の次に「（以下この条及び次条において「災害」という。）」を加え、「、資するため」を「資するため、」に改め、同条第2項中「法第8条第1項」を「法第10条第1項」に改める。

第13条第1項中「限度額は、」の次に「次の各号に掲げる」を加え、「それぞれ次の各号に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項第3号中「第1号のウ」を「第1号ウ」に、「前号のイ」を「前号イ」に改める。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は、」の次に「保証人を立てる場合には無利子とし、保証人を立てない場合には」を加え、「3パーセント」を「1.5パーセント」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則第2条第1項中「と、第14条中「年3パーセント」を「年1.5パーセント（保証人を立てる場合にあっては無利子）」」を削り、同条第2項中「及び保証人」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の白石市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、施行日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。